

用語の定義

○武力攻撃事態（対処法第2条第2号）

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいいます。

○武力攻撃予測事態（対処法第2条第3号）

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいいます。

○武力攻撃事態等（対処法第1条）

武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態等をいいます。

○緊急対処事態（対処法第25条第1項）

武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明確な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいいます。

○国民の保護のための措置（法第2条第3項）

武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合においてその影響が最小となるようするための措置のことをいいます。例えば、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処に関する措置等のことです。

○緊急対処保護措置（法第172条第1項）

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に相当する措置であり、緊急対処事態において、国民の生命、身体及び財産を保護するため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が行う措置です。

○基本指針（法第32条第1項）

政府が、武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置に関してあらかじめ定める基本的な指針のこと。指定行政機関及び都道府県が定める国民保護計画並びに指定公共機関が定める業務計画の基本となるものです。

○指定行政機関（対処法第2条第4号）

内閣府、国家公安委員会、警察庁、防衛庁、防衛施設庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省です。

○指定公共機関（対処法第2条第6号）

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共機関及び電気、ガス、運送、通信その他の公益的事業を営む法人で政令及び内閣総理大臣公示で159法人が指定されています。

○指定地方行政機関（対処法第2条第5号）

指定行政機関の地方支部局その他の国の地方行政機関で政令で定められています。

○指定地方公共機関（法第2条第2項）

都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人であらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定します（東京都は36法人）。

○避難実施要領（法第61条第1項）

避難の指示を受けた市町村長が、関係機関の意見を聴いて、避難の経路、避難の手段その他避難の方法などに関する要領です。

※ 法：武力攻撃事態等における国民の保護の措置に関する法律（国民保護法）

※ 対処法：武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全確保に関する法律（事態対処法）